

法律・制度 Monthly Review 2012.6

法律・制度の新しい動き

金融調査部 制度調査課
是枝 俊悟

[要約]

- 2012年6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 6月は、消費税率引き上げ等の社会保障・税一体改革関連法案の衆議院可決（26日）などが話題になった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○6月のLegal and Tax Report 一覧	2
○6月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
社会保障・税一体改革による家計への影響試算	5
○レポート要約集	8
○6月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○6月の大和総研ウェブサイトコラム	12

◇ 6月の Legal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
6日	総合取引所に関する金商法改正案 ～2012年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 13
7日	バーゼル委、トレーディング規制の抜本的改革案を公表 ～リスク計測指標として、VaRを廃止し、 「期待ショートフォール」に変更～	金本 悠希	金融制度	P. 16
	EU・フランスの金融取引税（FTT）の分析〈現物取引編〉 ～英国印紙税等、日本の有価証券取引税との比較による 影響・問題点の検証～	是枝 俊悟	税制	P. 14
	欧州、「銀行同盟」創設は当面見送るか（速報） ～EU危機管理枠組みの法案：EU統一の預金保険 スキームの提案なし～	鈴木 利光	金融制度	P. 3
19日	消費税増税時の逆進性・低所得者対策のQ&A ～消費税の逆進性、給付つき税額控除、 軽減税率について解説～	是枝 俊悟	税制	P. 11
20日	英国銀行規制改革、スタンス軟化の兆し ～ホワイトペーパー公表：「UKフィニッシュ」は健在も、 レバレッジは軟化～	鈴木 利光	金融制度	P. 9
	いまさら人には聞けないインサイダー規制のQ&A	横山 淳	金融商品 取引法	P. 21
22日	社会保障・税一体改革による家計への影響試算 ～2011年と比較した2016年の実質可処分所得を試算～	是枝 俊悟	税制	P. 14
27日	法律・制度 Monthly Review 2012.5 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 19

◇6月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童手当法の改正が一部施行。6月分の児童手当（実際の支給は10月）から所得制限が導入。 ◇6月以後徴収の2012年度住民税より、住民税の年少扶養控除が廃止される。 ◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正、同日施行。
5日	<ul style="list-style-type: none"> ◇財務省、日本・スイス政府が日・スイス租税条約の情報交換規定の解釈に関する書簡を交換したことを公表。
6日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日証協、「復興特別所得税に関するQ&A」を公表。 ◇金融庁、自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の改正を受け、金融機関の早期是正措置に関する省令等の一部改正案、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案、「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正案、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例告示案を公表（6月12日まで、または7月6日までパブコメ募集）。金融庁、「バーゼル3に関するQ&A」を公表。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、「デリバティブ市場仲介者規制に関する国際基準報告書」を公表。
7日	<ul style="list-style-type: none"> ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、市中協議報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」を公表。 ◇金融庁金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」が開始、第1回会議が行われる。
8日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融安定理事会、「金融市場のためのグローバルなLEI（取引主体識別子）」を公表。
11日	<ul style="list-style-type: none"> ◇東京国税局、東京工業品取引所の取引においてプロキシミティサービスを利用する外国投資家の恒久的施設の判定について文書回答事例を公表。 ◇東証、「平成24年3月期決算会社の定時株主総会の開催日集計結果について」を公表。 ◇バーゼル銀行監督委員会、「バーゼルⅢの実施状況に関するG20首脳向け中間報告書」を公表。
13日	<ul style="list-style-type: none"> ◇東証、「平成24年3月期決算短信の開示状況について」を公表。
14日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、オックスフォード・レポート「日本の経済社会に対するIFRSの影響に関する調査研究（The Impact of IFRS on Wider Stakeholders of Socio-Economy in Japan）」を公表。
15日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日米政府、日米租税条約の改正について基本合意。 ◇東証・大証、「株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の経営統合に関する公正取引委員会からの報告等の要請に基づく報告等について」を公表。
18日	<ul style="list-style-type: none"> ◇G20首脳会合がメキシコ・ロスカボスで開催される（19日まで）。これに合わせ、金融安定理事会、「金融安定強化に向けたG20提言実施の進捗状況」、「FSBのキャパシティ・リソース・ガバナンスの強化に関する報告書」、「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書」などの報告書を公表。
20日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日証協、「平成25年度税制改正に関する要望」を公表。 ◇日証協、募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正案を公表（7月3日までパブコメ募集）。 ◇金融庁、平成25年度税制改正要望に係る意見を募集開始（7月4日まで募集）。他省庁でもこの前後に税制改正要望（に係る意見）の募集を開始。
21日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本の金融庁・財務省・国税庁および米国財務省、「FATCA実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」を公表。 ◇日証協、「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」の報告書を公表。

26 日	<ul style="list-style-type: none">◇衆議院、消費税率引き上げ等の社会保障・税一体改革関連 8 法案を可決。◇金融庁、金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案を公表（7 月 26 日までパブコメ募集）。◇バーゼル委、市中協議文書「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を公表。◇バーゼル委、市中協議文書「資本構成の開示要件」と題する最終規則文書を公表。
27 日	<ul style="list-style-type: none">◇日証協、「顧客に対するわかりやすい書面・説明の在り方に関する懇談会」の中間論点整理を公表。
28 日	<ul style="list-style-type: none">◇金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表（7 月 30 日までパブコメ募集）。◇バーゼル委、「銀行の内部監査機能」と題する最終文書を公表。
29 日	<ul style="list-style-type: none">◇バーゼル委、市中協議文書「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」を公表。◇ASBJ、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」等を改正、同日施行。◇金融庁、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例告示を公表（30 日施行）。◇日本・ニュージーランド政府、両国間の新たな租税条約案について基本合意。

◇今月のトピック

社会保障・税一体改革による家計への影響試算

2012年6月22日 是枝 俊悟

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12062201tax.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 1 試算結果（40歳以上片働き4人世帯）【試算結果は改訂されている】

税引き前世帯年収	300	500	800	1,000	1,500	2,000
2011年の実質可処分所得	281.52	434.22	641.77	767.83	1,082.49	1,360.77
2016年の実質可処分所得	256.56	401.33	598.65	706.15	1,006.67	1,259.98
2011年比(差額)	-24.96	-32.89	-43.12	-61.68	-75.82	-100.79
2011年比(%)	-8.87%	-7.57%	-6.72%	-8.03%	-7.00%	-7.41%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-10.67	-16.70	-24.92	-29.40	-41.93	-52.49
B	復興特別所得税	-0.07	-0.20	-0.77	-1.40	-3.61	-6.86
C	住民税均等割増税	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10
D	住民税の年少扶養控除廃止	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-10.75
F	車体課税の引下げ	0.64	0.64	0.57	0.57	0.42	0.42
G	地球温暖化対策のための税	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11
	消費税以外の税負担増(B~G)	-6.24	-6.37	-7.01	-7.64	-10.00	-24.00
H	厚生年金の保険料増加	-2.64	-4.41	-7.05	-8.82	-9.20	-9.20
I	子ども手当(児童手当)の減少と所得制限	-5.40	-5.40	-5.40	-17.40	-17.40	-17.40
J	その他(注1)	-0.01	-0.01	1.26	1.58	2.71	2.30
	社会保障関連の負担増等(H~J)	-8.05	-9.82	-11.19	-24.64	-23.89	-24.30
	合計	-24.96	-32.89	-43.12	-61.68	-75.82	-100.79
	【参考】子ども手当の反動による負担増(D+I)	-12.00	-12.00	-12.00	-24.00	-24.00	-24.00

(注1) 厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少、健康保険料の増加、介護保険料の増加、雇用保険料の減少などの影響。

(注2) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課試算

図表 2 試算結果（40歳以上共働き4人世帯）【試算結果は改訂されている】

税引き前世帯年収	800	1,000	1,500	2,000
（夫婦のうち一方の税引き前年収）	480	600	900	1,200
（他方の税引き前年収）	320	400	600	800
2011年の実質可処分所得	668.45	816.92	1,157.68	1,481.49
2016年の実質可処分所得	623.58	764.26	1,087.36	1,383.55
2011年比（差額）	-44.87	-52.66	-70.32	-97.94
2011年比（%）	-6.71%	-6.45%	-6.07%	-6.61%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-25.96	-31.82	-45.29	-57.63
B	復興特別所得税	-0.36	-0.58	-1.65	-3.26
C	住民税均等割増税	-0.20	-0.20	-0.20	-0.20
D	住民税の年少扶養控除廃止	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00
F	車体課税の引下げ	0.57	0.57	0.42	0.42
G	地球温暖化対策のための税	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11
	消費税以外の税負担増（B～G）	-6.70	-6.92	-8.14	-9.75
H	厚生年金の保険料増加	-7.05	-8.82	-13.22	-16.25
I	子ども手当（児童手当）の減少と所得制限	-5.40	-5.40	-5.40	-17.40
J	その他（注1）	0.24	0.30	1.73	3.09
	社会保障関連の負担増等（H～J）	-12.21	-13.92	-16.89	-30.56
	合計	-44.87	-52.66	-70.32	-97.94
	【参考】子ども手当の反動による負担増（D+I）	-12.00	-12.00	-12.00	-24.00

（注1）厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少、健康保険料の増加、介護保険料の増加、雇用保険料の減少などの影響。

（注2）単位：万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課試算

図表 3 試算結果（40歳未満単身世帯）【試算結果は改訂されている】

税引き前世帯年収	300	500	800	1,000
2011年の実質可処分所得	241.63	393.33	597.74	724.86
2016年の実質可処分所得	229.17	373.22	567.24	687.30
2011年比（差額）	-12.46	-20.11	-30.50	-37.56
2011年比（%）	-5.16%	-5.11%	-5.10%	-5.18%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-9.55	-15.56	-23.64	-28.64
B	復興特別所得税	-0.12	-0.29	-0.98	-1.61
C	住民税均等割増税	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10
D	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00	0.00	0.00
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00
F	車体課税の引下げ	0.00	0.00	0.00	0.00
G	地球温暖化対策のための税	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11
	消費税以外の税負担増（B～G）	-0.33	-0.50	-1.19	-1.82
H	厚生年金の保険料増加	-2.64	-4.41	-7.05	-8.82
I	子ども手当（児童手当）の減少と所得制限	0.00	0.00	0.00	0.00
J	その他（注1）	0.06	0.36	1.38	1.72
	社会保障関連の負担増等（H～J）	-2.58	-4.05	-5.67	-7.10
	合計	-12.46	-20.11	-30.50	-37.56
	【参考】子ども手当の反動による負担増（D+I）	0.00	0.00	0.00	0.00

（注1）厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少、健康保険料の増加、介護保険料の増加、雇用保険料の減少などの影響。

（注2）単位：万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課試算

図表 4 試算結果 (75 歳以上夫婦世帯) 【試算結果は改訂されている】

2011年の税引き前世帯年収	240	360
(うち夫)	180	288
(うち妻)	60	72
2011年の実質可処分所得	227.50	323.67
2016年の実質可処分所得	211.36	296.04
2011年比(差額)	-16.14	-27.63
2011年比(%)	-7.09%	-8.54%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-10.31	-14.84
B	復興特別所得税	0.00	-0.05
C	住民税均等割増税	0.00	-0.10
D	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00
F	車体課税の引下げ	0.00	0.00
G	地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08
	消費税以外の税負担増(B~G)	-0.08	-0.23
①	物価スライド特例水準の解消(年金減額)	-6.00	-9.00
②	低年金者への年金加算	4.56	0.00
③	後期高齢者医療制度の保険料の増加	-0.21	-1.24
④	介護保険料の増加	-4.07	-4.18
⑤	その他(注1)	-0.03	1.86
	その他の負担(①~⑤)	-5.75	-12.56
	合計	-16.14	-27.63

(注1)年金減額に伴い、税・社会保険料が減る影響など。

(注2)単位:万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課試算

図表 5 試算結果 (75 歳以上単身女性世帯) 【試算結果は改訂されている】

2011年の税引き前世帯年収	180	240
(うち遺族厚生年金[非課税])	120	168
(うち老齢基礎年金[課税])	60	72
2011年の実質可処分所得	177.54	237.54
2016年の実質可処分所得	163.74	218.94
2011年比(差額)	-13.80	-18.60
2011年比(%)	-7.77%	-7.83%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-8.33	-11.63
B	復興特別所得税	0.00	0.00
C	住民税均等割増税	0.00	0.00
D	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00
F	車体課税の引下げ	0.00	0.00
G	地球温暖化対策のための税	-0.11	-0.11
	消費税以外の税負担増(B~G)	-0.11	-0.11
①	物価スライド特例水準の解消(年金減額)	-4.50	-6.00
②	低年金者への年金加算	0.00	0.00
③	後期高齢者医療制度の保険料の増加	-0.02	-0.02
④	介護保険料の増加	-0.84	-0.84
⑤	その他(注1)	0.00	0.00
	その他の負担(①~⑤)	-5.36	-6.86
	合計	-13.80	-18.60

(注)単位:万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課試算

◇レポート要約集

【6日】

総合取引所に関する金商法改正案 ～2012年金商法改正関連シリーズ～

2012年3月9日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。法案には、総合取引所に関する改正事項が盛り込まれている。

具体的には、①金融商品取引法上の市場デリバティブ取引の原資産に、一定の「商品」を含めることとする、②「総合的な取引所」は金融所管官庁が一元的に監督する（商品等のみしか扱わない商品取引所は、商品所管官庁が監督する）、③「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、代理などは、第一種金融商品取引業者（証券会社）の業務と位置づける、④「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引の自己取引のみを行うのであれば、金融商品取引業に該当しないなどの事項が盛り込まれている。

総合取引所に関する改正事項については1年6ヶ月以内の政令指定日から施行することが予定されている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12060601securities.html>

【7日】

バーゼル委、トレーディング規制の抜本的改革案を公表 ～リスク計測指標として、VaRを廃止し、「期待ショートフォール」に変更～

5月3日、バーゼル銀行監督委員会が、バーゼル規制（国際的な銀行の自己資本規制）に関して、トレーディング業務の扱いを強化する内容の市中協議案を公表した。9月7日までコメントが受け付けられている。

本市中協議案で最も注目される見直し案は、トレーディング業務に関するリスクを測定する指標として、現行規制の内部モデル方式で認められているVaRを廃止し、「期待ショートフォール」という指標に変更することである。これは、VaRでは、金融危機のような発生する確率が低い事象（テイル・リスク）が捕捉されないため、そのような事象をより適切に捕捉できる「期待ショートフォール」に変更するものである。この見直し案が実現すれば、トレーディング業務に関連する資本賦課額が大きく増加する可能性がある。

また、現行規制は、ある商品を銀行勘定に計上するかトレーディング勘定に計上するかは銀行の意図によって決定されるため、より資本賦課額が小さい勘定に計上しようとするインセンティブが働くという問題がある。そこで、市中協議案は、トレーディング勘定と銀行勘定を区別する境界のあり方を見直すことを提案している。見直し案の一つとして、公正価値評価の対象となる金融商品（現段階では「その他有価証券」を含む模様）はトレーディング勘定に計上する案が提案されており、この案ではトレーディング勘定の範囲が拡大することとなる。

他には、内部モデル方式の枠組みの見直し案（内部モデルを承認する単位を、銀行ごとではなく、銀行のトレーディング・デスクごとに細分化）や、標準的方式の枠組みの見直し案や、両方式の水準設定を整合的にすることなどにより両方式の関係を強化する案も提案されている。

なお、今回の見直し案は銀行に与える影響が大きく、合意まである程度の時間がかかると予想され、今回の見直し内容が合意されて実際に適用されるのは、数年後になるのではないかと推測される。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12060701financial.html>

EU・フランスの金融取引税（FTT）の分析<現物取引編>

～英国印紙税等、日本の有価証券取引税との比較による影響・問題点の検証～

欧州委員会（欧州委）では、あらゆる金融商品やデリバティブの取引について、取引額に応じた税を課すFTT（Financial Transaction Tax）の導入を検討している。また、フランスでは、上場株式の取引額に応じた税を課すFTTについて、2012年8月からの導入が法定された。

現物の株式や債券などの取引に対して、取引額に応じて課税するスキームは、英国の印紙税等、日本のかつての有価証券取引税などの例がある。これらのスキームと比較することにより、現物取引に対する欧州委のFTT案とフランスのFTTについて考察する。

フランスのFTT（現物部分）は英国の印紙税等に近いスキームである。英国の印紙税等と比べると、フランスのFTTは課税対象も狭く、税率も低く設定されている。

他方、欧州委のFTT案については、問題が山積している。マーケットメイク方式における取引参加者の税負担が重くなることや、債券の取引およびレポ取引に大きな影響を与えうること、外国における取引の捕捉と徴収が困難であることなどが問題点として挙げられる。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12060701tax.html>

欧州、「銀行同盟」創設は当面見送りか（速報）

～EU危機管理枠組みの法案：EU統一の預金保険スキームの提案なし～

2012年6月6日、欧州委員会は、EU危機管理枠組みに関する法案を公表している。

法案は、EU危機管理枠組みのフレームワークとして、ベイルアウトを回避すべく、各加盟国の当局に対し、銀行および投資業者（investment firms）を対象として、（時系列に沿って、）①準備・事前予防、②早期介入、③破綻処理（resolution）の措置を実施する権限を付与する旨提案している。

施行時期は、2013年下半年と見積もられている。もっとも、ベイルインについては、デレバレッジの防止やバーゼルⅢとの整合性という観点から、2018年1月1日としている。

法案には、欧州委員会のバローゾ委員長が提唱した「銀行同盟」の創設は盛り込まれていない。このため、現時点では、ドイツが懸念したEU統一の預金保険スキームはEU危機管理枠組みのアジェンダに上がっていないことになる。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12060702financial.html>

【19日】

消費税増税時の逆進性・低所得者対策のQ&A

～消費税の逆進性、給付つき税額控除、軽減税率について解説～

現在、消費税率を10%に引き上げる税制改正法案が国会審議中である。消費税には逆進性があり、低所得者ほど負担が重くなりやすい性質を持つ。このため、消費税増税時には、逆進性・低所得者対策が必要とされる。

本稿では、消費税の逆進性、給付つき税額控除、軽減税率についてQ&A形式で解説する。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12061901tax.html>

【20日】

英国銀行規制改革、スタンス軟化の兆し

～ホワイトペーパー公表：「UKフィニッシュ」は健在も、レバレッジは軟化～

2012年6月14日、英国政府は、独立銀行委員会（ICB）による、金融の安定化と競争を促進するための改革案の最終報告を法制化するためのコンサルテーション文書（ホワイトペーパー）を公表している。

ホワイトペーパーは、ICBの最終報告（リングフェンスおよび損失吸収力の強化）を概ね踏襲した内容となっている。

もともと、ホワイトペーパーは、主に5つの点で、ICBの最終報告の内容を緩和しているといえる。それは、①小規模銀行に対するリングフェンスの免除、②リングフェンス銀行における「単純なデリバティブ商品」の販売の許容、③バーゼルⅢの水準を上回るレバレッジ比率の否定、④UKの金融の安定に対するリスクを喚起しない海外オペレーションをPLACの算定から除外することの許容、そして⑤破綻処理バッファの不採用である。

このうち、③に対しては、ICB委員より不服の意が表明されている。

また、ICB委員は、④で「リスクがないこと」の証明責任が銀行側にある旨が明確にされていないことに対する懸念を示している。

ホワイトペーパーへのコメント期限は、2012年9月6日である。

英国政府は、2012年秋に法案を公表することとしている。そして、現政権の任期が満了する2015年5月までに法制化を完了することとしている。法制化したルールは、2019年までに施行することとしている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12062001financial.html>

いまさら人には聞けないインサイダー規制のQ & A

本稿では、インサイダー取引規制に関する基本的な事項をQ & A形式で紹介する。

具体的な項目としては、インサイダー取引規制の趣旨、規制対象となる情報受領者、情報提供者に対する規制の有無、「重要事実」の「公表」のあり方、今後の議論の方向性などを取り上げた。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12062001securities.html>

【22日】

社会保障・税一体改革による家計への影響試算 ～2011年と比較した2016年の実質可処分所得を試算～

本レポートでは、消費税率引上げを含む社会保障と税の一体改革、および2012年度税制改正や復興増税などの税・社会保障の改正内容について、消費税率引上げ後の2016年と2011年時点とを比較して、家計収支にどのような影響を与えるのか総合的な試算を行う。

世帯類型の設定としては、「40歳以上片働き4人世帯」、「40歳以上共働き4人世帯」、「40歳未満単身世帯」、「75歳以上夫婦世帯」、「75歳以上単身女性世帯」の5類型を想定した。

今回分析を行ったいずれの世帯においても、2011年と比べると2016年の実質可処分所得は5.10%以上減少し、その最大の要因は消費税率の引上げ（物価上昇による実質ベースの減少）である。次に実質可処分所得を減少させる要因としては、現役世帯では、子ども手当（児童手当）の減少と所得制限、厚生年金保険料の増加、住民税の年少扶養控除廃止などが挙げられる。高齢世帯では、物価スライド特例水準の減少（年金減額）と介護保険料の増加が挙げられる。

夫婦2人で生活しているときの夫婦合計の年金額よりも、夫の死亡後に妻に支給される年金額は少なくなる。にもかかわらず、「低年金者への年金加算」は個人単位で見た支給額が老齢基礎年金の満額を超えているか否かで判定する。このため、夫婦2人で生活していたときは「低年金者への年金加算」があったが、夫の死亡後は「低年金者への年金加算」がなくなるケースも多いものと考えられる。

※本レポートは、2011年12月16日発表の拙稿「2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編」（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11121601tax.html>）を改訂したものである。前提条件や試算結果を改訂した点は下線で示している（ただし、単純に表記を直したのみの箇所は下線を付けていない）。なお、本レポートでは「2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編」における試算を「前回試算」と呼ぶ。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12062201tax.html>

【27日】

法律・制度 Monthly Review 2012.5

～法律・制度の新しい動き～

2012年5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

5月は、「退職給付に関する会計基準」の公表（17日）などが話題になった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12062701law-others.html>

◇6月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
読売テレビ「かんさい情報ネットten！」(6月13日放送)	新旧児童手当の比較について試算提供	是枝 俊悟
Financial Adviser (2012年7月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.16「児童手当と年少扶養控除の改正」	是枝 俊悟
ダイワインターネットTV (6月19日収録)	大和スペシャリストレポート 「金融規制がもたらす金利リスクの増大」	金本 悠希
TBS「報道特集」 (6月23日放送)	消費税増税の家計への影響等についてコメント	是枝 俊悟
【社会保障・税一体改革による家計への影響について、試算等の提供を行ったメディア】 ◆新聞社 朝日新聞(6月8日付朝刊5面、6月16日付朝刊3面、6月27日付朝刊1・2面) 産経新聞(6月3日付朝刊7面、6月27日付朝刊2面) 毎日新聞(6月27日付朝刊8面)、東京新聞(6月20日付朝刊3面) 北海道新聞(6月27日付朝刊5面)、静岡新聞(6月27日付朝刊4面) 西日本新聞(6月27日付朝刊3面)、日経電子版(6月27日付配信記事)		是枝 俊悟
◆テレビ番組 日本テレビ「ニュース ZERO」(6月27日放送) TBS「ひるおび！」(6月13日放送)、「みのもんたの朝ズバッ！」(6月22日放送、6月28日放送)、「みのもんたのサタデーズバッと」(6月30日放送) フジテレビ「とくダネ！」(6月27日放送) テレビ朝日「スーパーJチャンネル」(6月26日放送)、「報道ステーション」(6月26日放送)、「あさナビ」(6月30日放送) 札幌テレビ「どさんこワイド」(6月27日放送) 福岡 KBC テレビ「朝です」(6月27日放送)		

◇ 6月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
6月18日	『バーゼルⅣ』に向けた議論が開始 http://www.dir.co.jp/publicity/column/120618.html	金本 悠希